## 寡婦(寡夫)控除のみなし適用 確認用フローチャート

## **◆みなし寡婦(夫)に該当するか?**

(条件:男女それぞれ各項目全てに当てはまる場合は該当)

≪女性≫

- □未婚の母である
- □扶養親族(合計所得金額38万円以下)又は生計同一 の子(総所得金額等が38万円以下)がいる
- ≪男性≫
- □未婚の父である
- 口生計同一の子(総所得金額等が38万円以下)がいる
- 口合計所得金額が500万円以下である

該当 しない お手続きの必要はありません (寡婦等控除適用なし)



該当する

▶合計所得金額は125万円を超えているか?

超えて いない

みなし寡婦(寡夫)(非課税者)

に該当

市町村民税非課税とみなす



(女性) 超えている

(男性) 超えている

## **◆みなし特別寡婦に該当するか?**

(条件:各項目全てに当てはまる場合は該当)

- □扶養親族(合計所得金額38万円以下)である子がいる
- 口合計所得金額が500万円以下である

該当 しない 26 万円×市町村民税率を税額か ら控除して自己負担上限額を再 計算

みなし寡婦(寡夫)に該当



該当する

## みなし特別寡婦に該当

30 万円×市町村民税率を税額から控除して自己負担上 限額を再計算